

「やぶ市民交流広場Y Bファブ」ロゴデザイン募集要領

1. 趣旨

この要領は、「やぶ市民交流広場Y Bファブ」ロゴデザインの募集を行うことに関し、必要な事項を定めるものです。

2. 応募資格要件

本募集に応募できる者は、次の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 応募書類の提出時において、デザイン作成を主たる業務とし、本募集と同等以上の業務経験を民間・公共問わず、少なくとも1案件以上の経験を有していること。
- (2) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (3) 応募に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (4) 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は、第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
 - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ⑥ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
 - ⑦ 応募者（応募者が法人その他の団体である場合は、応募者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

- ⑧ 応募者が破産者で復権を得ないもの又は、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き中もしくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者
- ⑨ 応募者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は、第6号の規定に該当する者
- ⑩ 風俗営業等の規制又は、業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は、これらに類する業種を営む者
- ⑪ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- ⑫ 市・県民税を滞納している者
- ⑬ 民法（明治29年法律第89号）第20条第1項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- ⑭ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

3. 参加手続き等

(1) スケジュール

項目	日程
ア 募集開始	令和3年3月4日（木）
イ 募集要領等に関する質問受付	令和3年3月4日（木）～令和3年3月12日（金）
ウ 応募受付期間	令和3年3月15日（月）～令和3年3月18日（木）
エ 結果の通知・公表	令和3年4月下旬 予定

(2) 募集開始

- (ア) 公表日時 **令和3年3月4日（木）**
午前9時
- (イ) 公表方法 養父市ホームページにより公表
養父市ホームページ (<https://www.city.yabu.hyogo.jp>)

(3) 募集要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

- (ア) 質問書受付期間
令和3年3月4日（木）～令和3年3月12日（金）まで
- (イ) 質問書提出方法
文化会館建設推進室あてに質問書（様式1）電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。）を添付し提出してください。
電話及び口頭による質問は受け付けません。
養父市市民生活部 文化会館建設推進室
電子メールアドレス：youkakouminkan@city.yabu.lg.jp
- (ウ) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、ホームページ上にて公開します。

- (エ) 受け付けない質問項目
- ① 審査の基準に関する質問
 - ② 他の応募者に関する質問
 - ③ その他、本募集に関係のない質問など

(4) 応募資料の受付

- (ア) 受付期間
令和3年3月15日(月)～令和3年3月18日(木)正午まで
- (イ) 応募書類
本募集の提出物は下記の①～⑥とします。なお、副本には②を除いて原本の写しを添付してください。また、正本には②のPDF形式及びJPEG形式記録したCD-R等電子媒体も添付して提出してください。(提出いただいた書類等は返却いたしません。)
- ① 提案書(様式2)
 - ② ロゴデザイン提案書(様式任意)
別紙仕様書を踏まえ、次の通り提案してください。

ア) ロゴデザインの提案数は3点を上限とすること。

イ) 1提案ごとにA4用紙1枚とし、【ロゴデザイン】と【ロゴデザインのコンセプト】を提案すること。
※ロゴデザインは、文字ロゴデザイン(正式名称「やぶ市民交流広場」と愛称「YBファブ」)の組み合わせ、又はシンボルマーク及び文字ロゴデザインの組み合わせとする。
 - ③ 見積書(様式任意)
 - ・ 本委託業務の実施に伴う全ての経費(消費税及び地方消費税相当額を含む)を算出し、見積書を作成してください。
 - ・ 積算の内訳がわかるように記載してください。
 - ④ 実施体制
 - ・ 応募者の概要書(様式3)
 - ・ 業務を実施するための実施体制及び配置担当者等(任意様式)
 - ⑤ 官公庁及び民間等からの主な類似の受託実績(適宜)
 - ・ 事例を記載し、その概要がわかる資料も添付すること。
 - ⑥ その他参考となる書類
- (ウ) 提出部数
提出部数は5部(正本1部、副本4部)とする。
- (エ) 提出場所
養父市市民生活部 文化会館建設推進室(養父市立八鹿公民館内)
〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675 TEL: 079-662-3161

(オ) 提出方法

- ・ 文化会館建設推進室あてに持参又は郵送により提出してください。
- ・ 郵送の場合は、期日必着とします。必ず「簡易書留」としてください。

(カ) 注意事項

市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(5) 応募に際しての注意事項

(ア) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ① 提出期限を過ぎて応募書類が提出された場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 他の応募者と提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ⑥ 募集要領に違反すると認められる場合
- ⑦ その他、市担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

(イ) 著作権・特許権等

応募書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利に係る責任は、すべて応募者が負うものとします。

(ウ) 応募書類の変更の禁止

提出後の応募書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

(エ) 返却等

応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(オ) 費用負担

応募書類の作成、提出等応募に要する経費等は、すべて応募者の負担とします。

(カ) その他

- ① 応募者は、応募書類の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとします。
- ② 提出された応募書類は、養父市情報公開条例（平成16年養父市条例第9）に基づく情報公開請求の対象となります。
- ③ 提出された応募書類は、養父市ホームページ上に公開する場合があります。
- ④ 応募書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式4）を文化会館建設推進室に電子メールにより送付ください。

(6) 見積書作成に当たっての注意事項

提案金額は、委託期間中の本業務に係る一切の費用とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

(7) 応募書類の送付先・受付場所

養父市市民生活部 文化会館建設推進室

〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675 (養父市立八鹿公民館内)

(注意1) 上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を必ず電話にて行ってください。

(注意2) メール送信の際は、件名に【「やぶ市民交流広場YBファブ」ロゴデザイン募集】と記したうえで、内容を簡潔に明記してください。

電子メールアドレス：youkakouminkan@city.yabu.lg.jp

4. 優秀作品の決定方法

(1) 審査方法

- ・ 応募書類は、市及び有識者において審査し、総合的に判断し、最も優秀であると認められた1案を選定する。
- ・ 審査を行う上で応募書類の内容について疑義や確認事項が生じた場合は、その都度本市より各々の応募者に質問、確認を行う。

(2) 審査の基準

- ① 事業の趣旨、目的に合った提案内容となっているか。
- ② ロゴマークの提案デザイン等が優れているか。
- ③ 使用予定ツールに活用しやすいデザインやレイアウトになっているか。
- ④ 業務を円滑に実施することができる体制となっているか。
- ⑤ 見積金額は提案内容に対して適切か。

(3) 結果通知

審査結果については審査後、採用の有無に関わらず、速やかに応募者に通知します。審査結果等はホームページ上で公表する場合があります。なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じません。

5. 応募者が1者またはない場合の取扱い

応募者が1者のみの場合であっても審査は実施します。

6. 契約の締結

市は優秀作品の応募者を受託者とし、業務委託契約を締結します。業務の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産は、原則として委託元である養父市に帰属します。

なお、応募者と市との間で契約に至らなかった場合には、総合評価が次に高い応

募者と協議を行います。

7. 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 「やぶ市民交流広場Y Bファブ」ロゴデザイン制作業務
- (2) 業務内容 業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和3年8月末日まで
- (4) 委託料の上限 300,000円（消費税及び地方消費税込み）以内

8. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

(2) 個人情報保護

受託者が「やぶ市民交流広場Y Bファブ」ロゴデザイン制作業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、養父市個人情報保護条例（平成17年養父市条例第9号）、市が取り扱う個人情報に関する養父市個人情報保護条例施行規則（平成17年養父市規則第5号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護を行うこと。

(3) 守秘義務

受託者は、「やぶ市民交流広場Y Bファブ」ロゴデザイン制作業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

9. 業務の継続が困難となった場合の措置について

市と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約の取消しができます。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、市及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

10. 問い合わせ先及び各種書類の提出先

養父市市民生活部 文化会館建設推進室（養父市立八鹿公民館内）

〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675

TEL: 079-662-3161 電子メールアドレス: youkakouminkan@city.yabu.lg.jp